

# 申 入 書

2003年12月1日

文化庁長官 河 合 肇 雄 様

文化庁宗務課 担 当 課 長 御 中

## 全 国 霊 感 商 法 対 策 弁 護 士 連 絡 会

代表世話人 弁護士 伊 藤 和 夫

(東京都港区西新橋1-21-8 弁護士ビル6階)

代表世話人 弁護士 平 岩 敬 一

(横浜市中区本町2-19 弁護士ビル4階

関内法律事務所)

代表世話人 弁護士 廣 谷 陸 男

(札幌市中央区大通西12丁目

北海道合同法律事務所)

代表世話人 弁護士 芦 田 禮 一

(京都市中京区麩屋町通丸太町下ル西側 長栄ビル3階

芦田・井木法律事務所)

(連絡先) 東京都新宿区新宿1-15-9 さわだビル5階

東京共同法律事務所

TEL 03-3341-3133 FAX 03-3355-0445

事務局長 弁護士 山 口 広

## 前略

当連絡会は、かねてより統一協会が組織的に展開している霊感商法の手口による違法な資金集めや、正体をかくしてビデオセンターに誘い込む詐欺、脅迫的「伝道」の手口の実態について、文化庁に対して資料を提出するとともに、然るべき対処を再三にわたって求めて参りました。

1. とりわけビデオセンターを勧誘の窓口とする「伝道」のあり方については、本年だけでも東京高裁、札幌高裁、大阪高裁そして最高裁において相次いで、統一協会信者による組織的に統一された手口の違法性が認められ、判例上もほぼ確立したものとなりつつあります。

また、霊感商法の手口による資金集めの違法性については、すでに判例として確立した認定がなされております。

最近の裁判例を含め、統一協会の法的責任を認めた判決の概要をまとめた文書を同封します。

2. このように統一協会の信者勧誘や資金獲得活動について、相次いでその違法性を認める判決例が下されているにもかかわらず、同様の詐欺、脅迫的勧誘や、明らかに違法な霊感商法の手口による献金勧誘や物品販売行為が各地で組織的に行なわれています。

その一端は、随時送付している全国弁連通信にも掲載しておりますが、現在も行なわれている典型的被害の実例を知っていただくため、被害回復のための通知書を同封します。

(例1) 長野で高齢のひとり住まいの女性が、2000万円余を支払わされた事例。交渉で解決。

(例2) 相模大野で50歳台の主婦が、本年8月、1000万円を支払わされた事例。交渉で解決。

(例3) 町田駅前で20歳台のOLが、本年春、念珠を売り付けられ、ビデ

オセンターに誘い込まれた事例。交渉で解決。

(例4) 20歳台のOLが、大宮のビデオセンターに誘われて信者になって「献身」し、脱会するまでの間、深刻な金銭的、精神的、肉体的被害を被った事例。訴訟準備中。

(例5) 20年余前に千葉在住の未亡人が約8000万円の被害を被り、それが原因で、現在自己破産状態になった事例。交渉決裂につき訴訟準備中。

本件のように統一協会に多額の献金等をさせられたため、自己破産を余儀なくされた信者は多数存在する。

3. 全国弁連としては、このような統一協会について、御庁が宗教法人解散請求手続をなすべきであると重ねて申し入れます。また、統一協会がかねてより正体をかくすため様々な名称を用いてきましたが、「世界平和統一家庭連合」への名称変更のことが文鮮明の発言として再三言及されてきたこともあるので、もしこのような宗教法人としての名称変更等の申請をするようなことがあっても認めることのないよう申し入れます。